

金剛山地東麓の用水分配組織

——奈良県新庄町寺口の時水について——

野 崎 清 孝*

The Irrigation System at the East slopes of Kongo mountains

——In the case of Tokimizu on Teraguchi of Shinjyōchō——

Kiyotaka Nozaki

(昭和56年9月30日受理)

は し が き

複数の村落を連ねる水利集団やそれぞれの村落の内部における水利には取水、配水などの地域的秩序が古くから確立している。とくに奈良盆地のように乏水性の短小河川や小型溜池に多く依存しているところでは農業用水の利用をめぐって番水制度などの水利慣行が伝統的に継承されてきた。番水はもともと水稻の生育期間の乏水時にとられてきた特別の配水法で一定の順序にしたがい時間的にまた分水施設によって水量を規則正しく分つ方法である¹⁾。

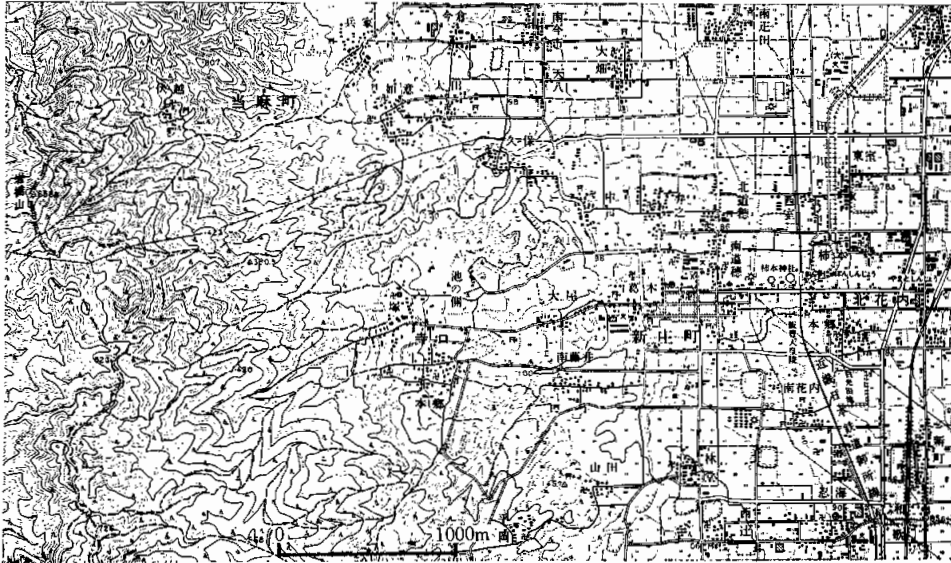
番水制度のなかでもとくに厳密かつ周到な慣行としての時水がある。村落内部において耕作者または耕作者集団単位に水田面積に応じて比率を定めてそれぞれの耕地に順序を決めて配水する方法である。したがって耕作者または耕作者集団は比率から算出された時間帯の中でそれぞれの耕地への引水をはかることになる。算出された配水時間はもともと属地的すなわち耕地に付随していたものと考えられ、やがて便宜的にそれぞれの耕地を耕作する者ごとに時間が集計されることになった。時水はかつてかなり広い範囲にわたって行なわれていた慣行であるが、近世以降の溜池の増築や近時の吉野川分水の導入によって灌漑用水に余裕を来し次第に消滅した。現在もなお行なわれているかまたは比較的最近まで行なわれていた地域としては鹿野園²⁾(奈良市)・檜原³⁾(御所市)・箸中・巻野内⁴⁾(ともに桜井市)などがあげられよう。時水は村落内部における内輪の慣行であるため時刻に関する記録などは村落間のとりきめを規定した水利史料のように長く保存されることがない。そのためその起源または過去の経過にまでさかのぼることは困難で、現行の実態を通じて明らかにすることになる。本稿は今日なお時水が実施されている北葛城郡新庄町寺口を選び、大字全体の水利構造を明らかにする中で、とくにこの時水を取りあげようとする。

1 地 域 の 概 観

急斜面をなす金剛山地の東麓にはいくつかの扇状地が連なり、盆地に向かって流下する短

* 地理学研究室

小河川はそれぞれの流域での水田耕作にとってきわめて重要で不可欠の用水源となっている。山麓での水田の高距限界は御所市高天の 460 m で同じく水野では 450 m、北葛城郡当麻町の伏越では 350 m に達している。寺口扇状地では扇頂の 220 m から 5.9° の勾配で緩傾



第1図

斜する扇状地上に水田耕作が行なわれている。ここでの用水源である柿本川（大川）、光明谷川、御手洗川はいずれも東流し、南北に走る構造線によって標高 125 m 付近から下流に向って開析が進んでいる。扇状地上にはところどころに湧水地点があり、石井池、仁王門池、芹田池はいずれもこれを導水している。しかしながらいっぽう砂礫層が広く堆積しているため浸透もいちじるしく所によって水田の乾湿、良否の差は大きい。

歴史的に先進地域であるこの地域は古代、葛城県として開発され、葛城氏の勢力圏のもとにあった。付近一帯には二塚古墳（銭取塚）・金鑄古墳・神明神社古墳・屋敷山古墳を始め群集墳である寺口千塚古墳群が分布する。式内社としては金村神社（大屋領金村）・葛木御県神社（葛木領イシキテ）が鎮座し、金村神社は現在の大屋集落の南、柿本川の左岸にある小祠にあてられ、かつては方 8 町の境内を有していたといわれる。律令体制に入るとこの地域は葛下郡に属し、高類郷に含まれたとの説もあるが明らかでない⁹⁾。中世になると平田庄八庄官の一つである興福寺一乗院方国民の布施氏が抬頭し、標高 374.7 m の寺口領布施に山城を構え、屋敷山古墳を二次利用して居館の一つを築いた。昭和 49 年、屋敷山古墳の発掘に際して慶長 6 年（1601）、桑山氏がここに入部する以前の布施氏時代のものとおもわれる瓦器や摺鉢などの破片が出土した⁶⁾。博西神社（寺口領石井）は布施氏時代には現在の氏子である寺口・大屋のほか新庄・桑海・中戸・弁之庄・南道穂・北道穂・西室・東室・柿之本・北花内・笛堂・曾根・大西の氏神であったが、近世に入ると次第に氏子圏が縮少した。なお今日、博西神社の経費分担は寺口 8、大屋 2 の比率となっている。浄願寺（寺口領和田）は布施氏の菩提寺で累代の墓は慶雲寺（大屋領慶雲寺前）にある。布施氏滅亡後、寺口は新庄に陣屋を構えた桑山氏の所領となり、天和 2 年（1682）、改易されるまでの 80 年間、付近の村々とともにその支配をうけた。改易後、他の村々は幕

府直領や永井藩領などになったが、寺口のみは旗本桑山氏の知行地として明治維新を迎えた。明治初年、南藤井・大屋・中戸・弁之庄とともに金沢村を形式した時期もあったが、明治15年(1882)もとの5村に分離し、明治22年(1889)の町村制施行にともなって新庄村(町)大字寺口となった。

寺口は昭和56年には戸数145、明治初年の156戸に比してむしろ減少している。本村としての本郷は戸数90、宝前・間屋・北川の3組に分かれ、出垣内としての二塚は戸数55、北方、二塚(池側を含む)の2組に分かれている。ともに本郷の一乗寺(浄土真宗)、二塚の浄願寺(浄土宗)の檀徒で集落単位でみると入り混りがみられる。墓地はかつて本郷と二塚にそれぞれあり、御手洗川は神聖な川と崇められていたため野辺送りの列はこれを渡ることができなかったという。明治初年になって本郷の墓地は廃せられてともに二塚の和田墓地にまとめられ今日に至っている。昭和26年には水田が53haで耕地面積の86%を占め、畑は8.6haである。明治初年から20年代にかけては水稻栽培を中心に麦・菜種の産があり、副業として養蚕が行なわれていた。その後、戦前にかけて商品作物が導入され西瓜・大根の栽培が盛んであった。戦後一時、ショウガの栽培が行なわれたこともあったが、昭和30年代の終りから40年代にかけてかわって花卉栽培が始まった。新庄村全体の70%を占めるキクを中心にユリ、スイセン、チューリップなどの球根が栽培され、組合を通じて大阪・京都方面に出荷されている。キクは水稻との輪作により球根栽培は裏作によっている。

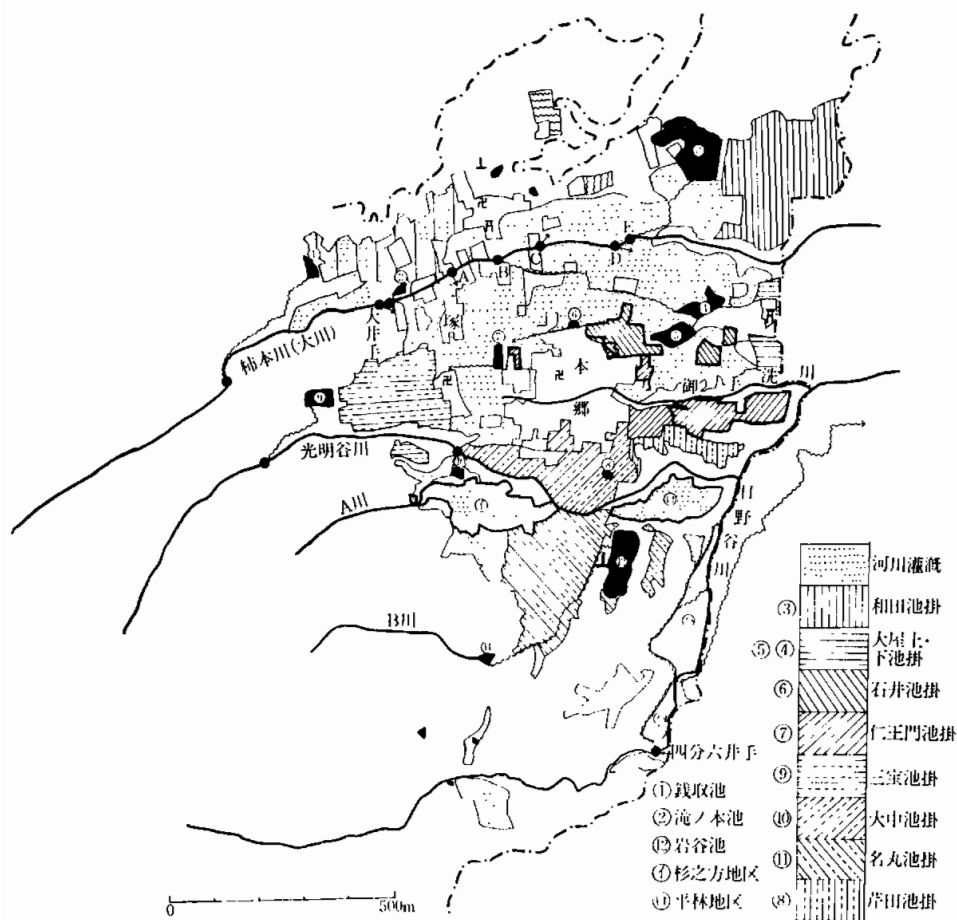
2 寺口の水利構造

(1) 河川灌漑

寺口の水利は河川灌漑と溜池灌漑に区分される。河川灌漑は全体の69%を占め、柿本川(大川)・光明谷川・日野谷川の灌漑による柿本川の河水は大井手その他A、B、C、D、Eの各井手からの直接導水によるもののほか銭取池と滝ノ本池に導水されるものがある。五月節(太陽暦の6月5日頃)の番水開始に始まり、それから数えて4か目ごとのクレ6ツからアケ6ツまでの夜水は銭取池に込められる。いっぽうそれ以外の日の夜水はもっぱら滝ノ本池に込められる⁷⁾。銭取池の池水は河川が直接かからない高台の5haの灌漑にあてられる。滝ノ本池は大川掛と一体でこの池は昼にそなえて夜間、一時的に河水を貯溜するためのものである。光明谷川の河水は平林地区への導水のほかは直接灌漑することなく三宝池と大中池(名丸小池)にいったん貯溜した上、導水される。三宝池と大中池への導水は柿本川番水開始の五月節に始まりアケ6ツを基点に隔日に行なわれ、破番になるまでくりかえされる。その他、杉之方・平林両地区も河川灌漑で杉之方地区はA川の河水、平林地区は光明谷川の取水を含めて河水があてられている。扇状地上の灌漑は地形を基盤としながらきわめて細かいブロックごとにメカニクに灌漑が行なわれているところに特色がある。北流する日野谷川の灌漑は四分六井手によって四分の寺口と六分の南藤井・葛木(桑海・正導寺)⁸⁾に分水される。これは近世以来、村落間にまたがる重要な井手で寺口と南藤井・桑海・正導寺3か村間に水論のあったことがつぎの文書によって明らかにされる。

為取替申証文之事

忍海郡寺口村領日野谷之内、南川北川用水ニ付、藤井村正道寺村桑海村此三ヶ府々寺



第2図 寺口の地域配水

口村と争論ニ罷成〔中略〕 野谷之内南川ニ而藤井村井手方百六間目之所ニ分水石仕
リ、寺口村へ四分、下三ヶ村へ六分之分水ニ相極申候〔下略〕

享保四己亥四月

寺口村忍海郡方庄屋

同村 年寄

同 百姓

平岡村

藤井村 庄屋

同村 年寄

正道寺村庄屋

同村 年寄

桑海村 庄屋

同村 年寄

(南藤井区有文書)

(2) 溜池灌漑

前述した銭取池・滝ノ本池・三宝池・大中池のほか寺口にとって直接関係する溜池は石井池（あたらし池）・仁王門池（ヨモ池）・芹田池・名丸池などで、これらは寺口の区有に属する。石井池・仁王門池はともに西方の湧水を導入している。芹田池は湧水地点をもと

第1表 寺口地区の溜池

番号	溜池	所在地 小字	満水面積 (ha)	貯水量 (m ³)	灌漑面積 (ha)	受益戸数	溜池管理大字
1	銭取池	和田	0.20	2,200	5	13	寺口・大屋・中戸 大屋 大屋
2	滝ノ本池	滝本	0.30	4,100	20	50	
3	和田池（大池）	和田	1.20	22,400	10	30	
4	大屋下池	石井	0.22	4,800	5	35	
5	大屋上池	石井	0.35	7,700	5	35	
6	石井池（あたらし池）	石井	0.09	—	1	—	
7	仁王門池（ヨモ池）	寺	0.12	700	3	15	
8	芹田池	金村	0.03	—	0.2	—	
9	三宝池	寺	0.30	7,000	6	22	
10	大中池（名丸小池）	大中	0.20	1,600	10	35	
11	名丸池	名丸	0.20	4,500	10	30	南道穂
12	岩谷池（南道穂池）	名丸	0.60	18,000	12	18	

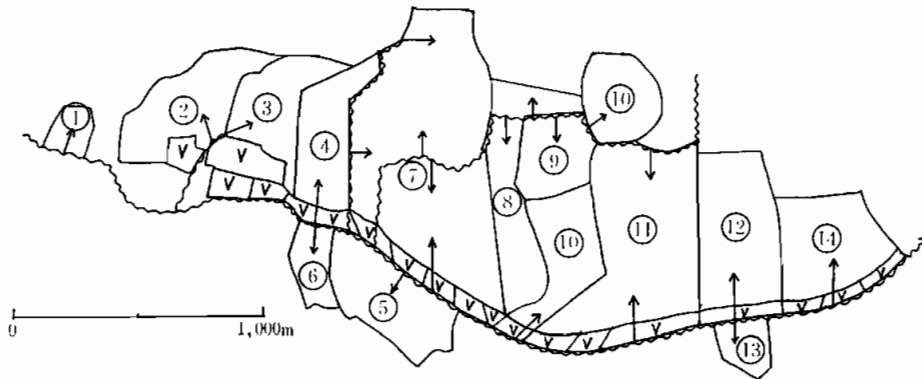
「昭和39年新庄町溜池台帳」から

めて築造されているし、名丸池はB川の河水を込めている。いっぽう和田池・大屋上池・大屋下池・岩谷池（南道穂池）は寺口領内にあるが、他の大字との共有池または他の大字専用の区有池である。和田池は寺口4、大屋4、中戸3の割合で経費を分担する共有池で灌漑面積10haのうち寺口領分は3.5haである。大屋上池・大屋下池はともに大屋の区有に属し、灌漑面積5haのうち寺口領分は0.5haにすぎない。岩谷池は南道穂の区有で余水に限って寺口領の平林地区などで取水できることになっている。下流にある大字は地形上、上流の寺口領内に池床をもとめなければならなかった。しかしながら池床を譲渡したこともあって寺口はこれらの大字に対して上流の大字としてのとくに特権といえるほどのものを有しているわけではなく、いずれも魚草料を得ているにすぎない。

(3) 時水

時水の慣行が今日も残っているのは河川灌漑としての杉之方地区と平林地区、溜池灌漑としての石井池掛と仁王門池掛の4地区である。いずれも柿本川の番水開始を基準として時割に入る。杉之方地区は14番からなり、A川の河川をうけて上流から番にしたがって配水されている。水田面積1町8反（1.8ha）、1ローテーション100時間で耕作者ごとに配水される。1畝（99m²）当りの配水時間は平均33分、番によってかなりの差がある。最高は1畝当たり69分、最低は9分で概して上流に配水が多く、下流では少なくなっている。これは水路に沿って湧水があるためで結果的には配水時間によって用水量の平均化がはかられている。

平林地区は11番からなり、光明谷川の河水をうけてここでも上流から配水されている。



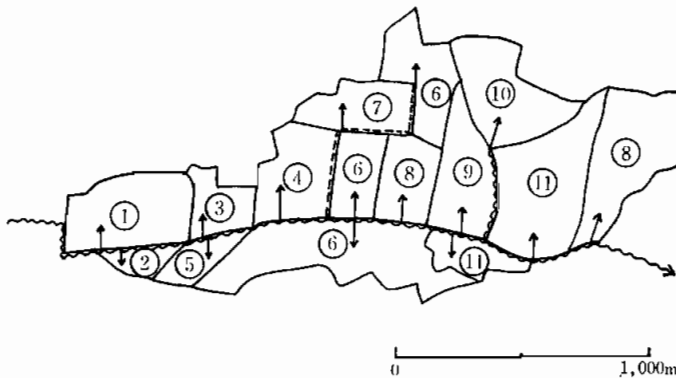
第3図 杉之方の番別配水（図中の番号は第2表の番を示す）

第2表 杉之方の時刻

番	水田面積 (畝)	時 間 (時)	1畝当り 配水時間 (分)
1	4.18	3	39
2	10.15	12	69
3	8.09	8	58
4	10.18	8	45
5	12.13	6	29
6	5.15	6	65
7	33.26	13	23
8	7.07	5	41
9	9.01	5	33
10	17.19	14	48
11	27.20	10	22
12	18.29	6	19
13	3.19	2	33
14	14.00	2	9
計	183.29	100	33

第3表 平林の時刻

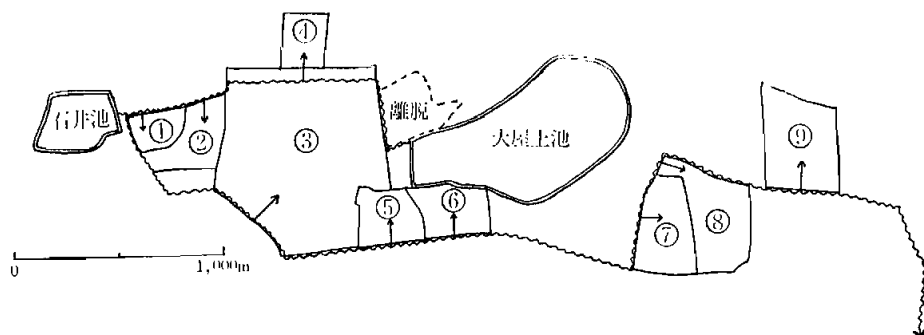
番	水田面積 (畝)	時 間 (時)	1畝当り 配水時間 (分)
1	10.26	4	22
2	1.14	1	41
3	4.09	2	28
4	11.00	4	22
5	2.27	2	42
6	23.14	10	26
7	7.04	3	25
8	18.21	8	26
9	9.08	4	26
10	8.22	4	27
11	18.01	10	33
計	115.26	52	27



第4図 平林の番別配水（図中の番号は第3表の番を示す）

水田面積1町1反5畝(1.1ha), 1ローテーション52時間で耕作者ごとにブロックにされているため配水される耕地が分かれているところがある。1畝当りの配水時間は平均27分, 最高42分, 最低22分, 杉之方地区のように上流から下流にむかって配水時間が少なくなることがない。ここでは水路にそっての湧水がないためである。

石井池掛は9番からなり, ここでも上流から配水されている。水田面積1町1反5畝



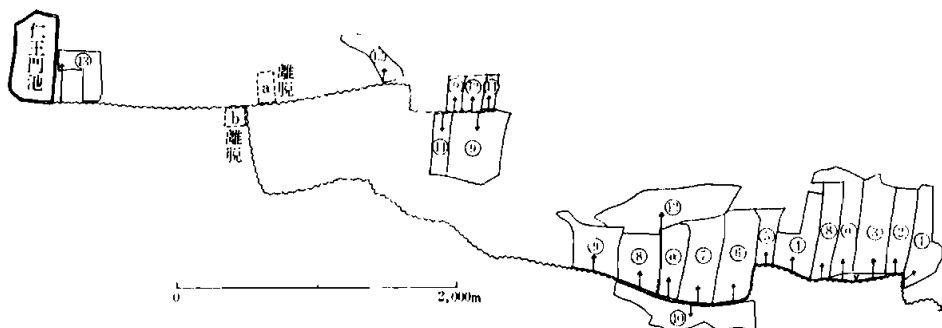
第5図 石井池掛の番別配水(図中の番号は第4表の番を示す)

第4表 石井池掛の時割

番	水田面積 (畝)	時 間 (時)	1畝当り 水込配水 時間(分)
1	4.00	3	45
2	7.08	4	33
3	52.21	24	27
4	6.20	4	36
5	6.03	4	39
6	6.14	4	37
7	9.09	7	45
8	13.15	8	36
9	9.24	7	43
計	115.24	65	34

(1.1 ha), 1ローテーションは水込に要する時間を含めて65時間で3番はかつて細かくブロック化されていた。1畝当りの配水時間は平均34分, 番ごとにほとんど差がない。ここでは耕作者が持時間内にそれぞれ池への水込と溜池から各自の耕地への配水を一挙に行なう特殊な慣行が継承されている。いわば溜池は一時的に用水の容器として利用されるわけで, それぞれの耕作者は次の番に順をまわす際には池水をいったん空にしておくことになる。水込と配水とを調整しながら作業することが必要で, これは長年の感によっているという。

仁王門池掛の時水慣行は石井池のそれに比してさらに特殊である。ここでは番ごとには水込

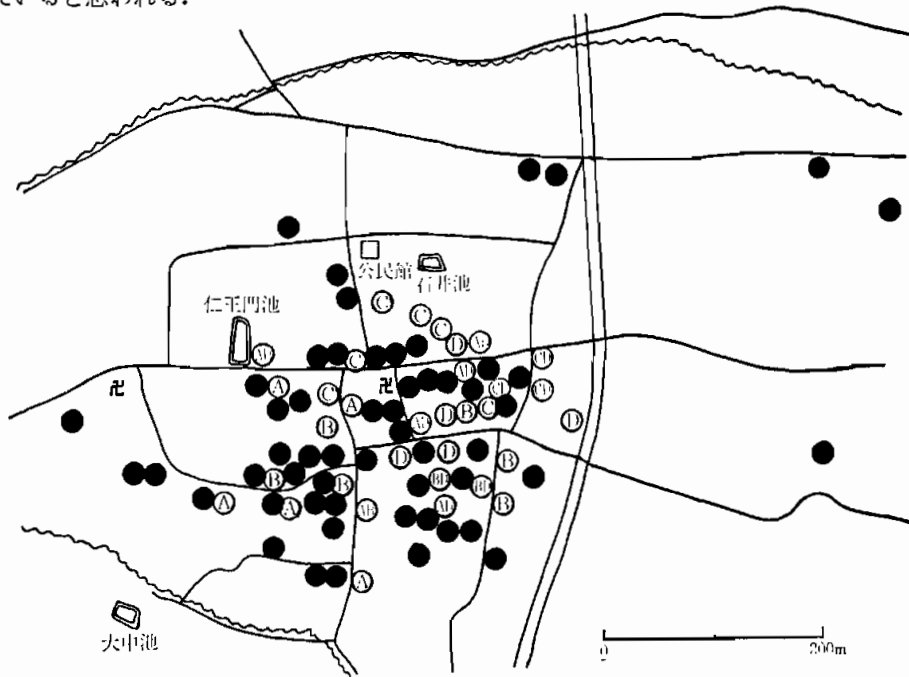


第6図 仁王門池掛の番別配水(図中の番号は第5表の番を示す)

をすることで持時間もこれに要するためのものであって配水に要する時間ではない。以上述べた3地区とも水親がいて全体の統制を行なっているが、石井池掛ではその権限・責任は重くない。仁王門池掛の場合は配水はこの地区に耕地を所有している者以外から水親が水人足を指定し、その者が責任をもってそれぞれの番ごとに平等に配水するものである。したがって番ごとの水込時間と配水時間は一致するとは限らず水込は労力提供ともいうべきもので、いわば共同作業によって全体が組織、運営されているというべきであろう。水親は番外で番とは無関係に水人足の裁量によってその耕地への配水が行なわれている。番は13番からなり、ここでは下流から配水されている。水田面積は水親の耕地を含めて1町7反7畝(1.8ha)、水込時間は157時間でローテーションする。1畝当りの水込時間は平均59分、番ごとにほとんど差がない。9番と10番は兄弟関係で時間は相互に融通しあっていると思われる。

第5表 仁王門池掛の時割

番	水田面積 (畝)	時 間 (時)	1畝当り 水込時間 (分)
1	11.05	10	54
2	10.14	10	57
3	15.02	15	60
4	11.08	11	59
5	3.06	4	75
6	15.18	14	54
7	14.02	14	60
8	18.26	21	67
9	26.12	23	52
10	5.16	9	98
11	7.14	7	56
12	15.27	14	53
13	5.13	5	55
水親	(16.25)	—	—
計	160.13 (177.08)	157	59



- ① 杉之方の時割
 ② 平林の時割
 ③ 石井池掛の時割
 ④ 仁王門池掛の時割
 ● 時割に関係しない農家
- } に関する農家

第7図 寺口本郷の時割に関する農家

以上4地区の1畝当りの配水時間(水込時間)をみると杉之方地区・平林地区・石井池掛は30分前後であるに比して仁王門池掛は水込時間であるが、60分が割当てられていて乏水性が顕著であることを示している。筆者がかつて調査した桜井市箸中や巻野内では1畝当りの配水時間が3.5~4分にすぎず、この地方の10分の1にとどまっている。このことはこの地方が時水慣行の残存しているなかでも特に用水に苦心していることを物語っているといえる。砂礫層であるため渗透性の著るしい扇状地上の水田耕作の特色を端的に示している。4地区の耕作者はすべて本郷の居住者で二塚の居住者は全くいない。4地区のうちどの地区かの時水に関係する農家は33戸、うち2地区にまたがる農家が11戸に及び、このため農作業が時間的にもきわめて制約され不便を強いられている。

ま と め

古代以来開発されてきた金剛山地東麓の扇状地では乏水性の河川に依存し、番水制をとりに入れることによって水田化がはかられてきた。番水制の中でももっとも厳密・周到的な時水はかつてこの地方一帯に広く実施されてきたと考えられるが寺口には今なおこの慣行が残存している。寺口の時水の中でも特色ある慣行として石井池掛と仁王門池掛のそれがある。これらの事例を報告して今後の用水分配組織に関する研究の一助にしたいと思う。

注

1. 喜多村俊夫：日本の灌漑水利慣行(法律新報)。
2. 堀内義隆：奈良盆地に於ける水利慣行と村落構造—奈良市鹿野園の場合—, 人文地理6-6, 1955.
3. 堀内義隆：奈良県大正村檜原における水利慣行と農村構造, 地理学評論29-6, 1956.
4. 拙稿：大和国穴師郷と巻向川筋の水利構造, 歴史地理学会会報89, 1977.
5. 吉田東伍編：大日本地名辞書
6. 奈良県新庄町「新庄屋敷山古墳—史跡整備に伴う範囲確認調査の記録—」1975.
7. 銭取池に大川の河水が込められる4日目ごとの夜間には銭取池の取水井手から下流の河水のみが滝ノ本池に込められる。
8. 明治初年, 桑海・正導寺村が合村して葛木村となった。
9. 寺口村の大部分は葛下郡であるが, 日野谷付近は忍海郡に含まれた。

Summary

Kakinomoto river, Kōmyōdani river and Mitarashi river which flow down the slopes of Kongo mountains are all short streams. At the point where these rivers leave the mountains slopes, an alluvial fan has been formed. And the paddy fields have been cultivated on it with water flowing from each weir and each pond. This system of dividing water among the farmers is called Tokimizu. It's a very unique custom, and its origin is not clear. It's a characteristic of areas with scanty water supply that such a wasteful system as Tokimizu is now going on.